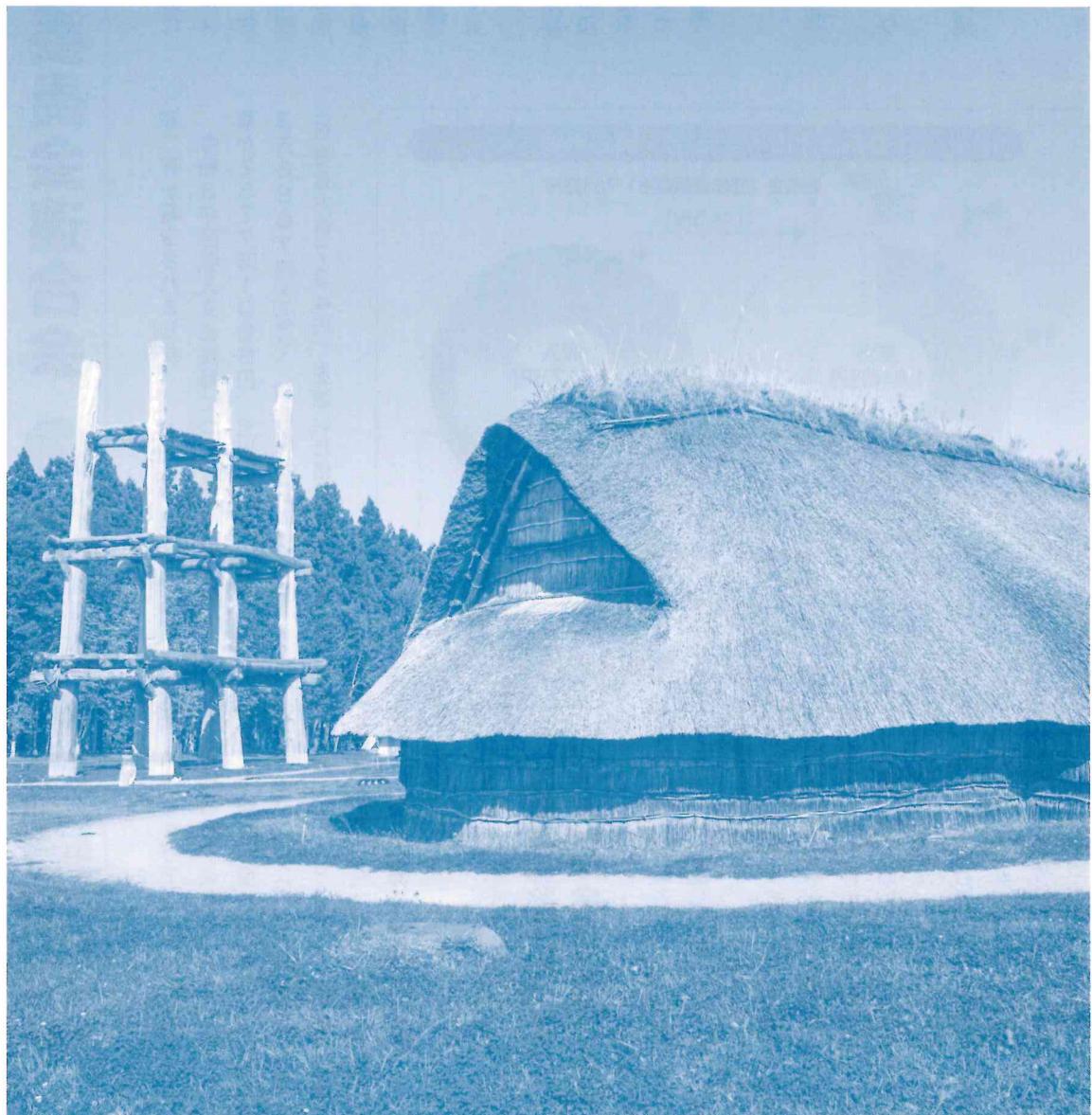


全国社会保険委員会連合会

会報

令和4年9月 第35号



日本の世界遺産 三内丸山遺跡（青森県・青森市）

全国社会保険委員会連合会

第31回定期総会について

全国社会保険委員会連合会第31回定期総会につきましては、一昨年来の新型コロナウイルス

感染症に対する感染リスク回避を考慮して、対面方式での開催を中止し、書面審議により開催いたしました。書面審議にあたり山本会長の挨拶が議案書に添えられました。また、厚生労働省年金局事業企画課長田中謙一様、同保険局保険課長江口満様、日本年金機構理事入澤俊行様、全国健康保険協会理事吉森俊和様からそれぞれご挨拶を寄稿いただきました。

書面審議の内容としては、「令和3年度事業報告（案）並びに収入支出決算（案）」、「令和3年度決算剰余金処分（案）」、「令和4年度事業計画（案）並びに収入支出予算（案）」について審議をお願いし、いずれも「全員の賛成」により承認可決されました。

令和3年度事業実施報告として

- ①都道府県社会保険委員会連合会との連携強化
- ②厚生労働省等関係機関との連携状況
- ③ブロック会議への開催支援等（新型コロナウイルスの影響ですべて中止）

- ④「年金シニアライフセミナー」の開催支援

（12府県、27会場で実施）

- ⑤全委連機関紙『会報』配布（9万4千部）

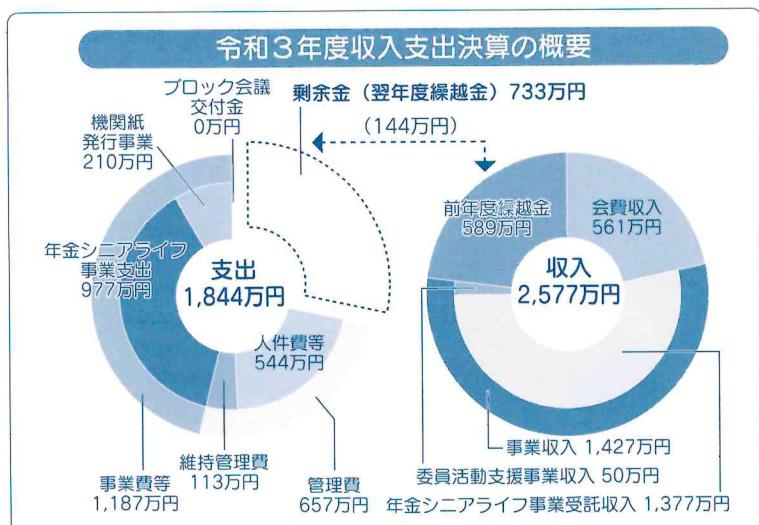
- ⑥『厚生年金保険の早わかり』配布（2万2千

部）等が報告されました。

令和3年度収入支出決算については、収入総額が2577万1068円、支出総額が1843万6887円となり、前年度からの繰越金（588万6734円）を除いた単年度の実質

的収支は144万7447円の黒字決算となつたことが報告されました。

一方、令和4年度については、①関係機関との連携強化、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援、④『会報』の発行など、収入、支出それぞれ3353万8千円の予算で事業を行うこととします。



全国社会保険委員会連合会 山本 萬造 会長挨拶（要旨）

皆様方には、日頃から当連合会事業の実施および委員会活動の活性化にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

一昨年来新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、再三の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、外出や営業自粛・時短要請などが行われ、非対面による会議開催を余儀なくされてまいりました。

このため、当会の理事会・総会も書面審議としてまいりましたが、皆様のご理解、ご協力によりまして無事議案をご承認いただき、滞りなく当会の事業運営を行っているところです。

理事会は比較的少人数であることから、先般の第70回理事会は3年ぶりに対面により開催したところですが、令和4年度の定期総会につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、昨年度に引き続き書面により議案等をお詣りすることといたしました。

社会保険制度はたびたび制度改正が行われていますが、本年10月からは短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が施行されます。現在、従業員50人以上の企業において短時間労働者を社会保険適用としていますが、従業員10人以上の企業に適用となります。

年金委員、健康保険委員の皆様には、年金事務所等から提供されます社会保険に関する諸資料や情報を活用いただき、制度改正等を事業所や加入者に的確、タイムリーにお伝えいただくとともに、社会保険の電子申請の利用促進などにご理解ご協力をお願いいたします。

また、各社会保険委員会・連合会におかれましては、新型コロナウイルス感染防止等を勘案した事業運営になるものと思いますが、全委連としましても年金委員・健康保険委員の活動が円滑にできるよう皆様方にご意見をいただき関係機関とも連携を図り対応してまいる所存です。今後とも、当連合会の充実発展に努めてまいりますので、会員の皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

全国社会保険委員会連合会総会の書面審議にあたり、厚生労働省年金局・保険局、日本年金機構、全国健康保険協会から次のような挨拶がそれぞれ寄せられた。

ご寄稿（要旨）

厚生労働省年金局 田中 謙一 事業企画課長

年金委員の皆様方におかれましては、日頃から公的年金事業の円滑な推進及び制度の普及啓発に御尽力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、年金委員は、主に厚生年金保険の適用事業所のような職域を基盤として活動する職域型年金委員と、主に自治会のような地域を基盤として活動する地域型年金委員に区分されます。そのうち、職域型年金委員の皆様については、各自の経験や、職域の実情に応じ、事業主又は被保険者の相談に応じて年金事務所の窓口を紹介するなど、職域と政府管掌年金事業とを媒介する役割が期待されているところです。これまでの皆様の御尽力に改めて敬意を表する次第です。

全国各地に年金事務所を置く日本年金機構は、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を通じて国民

生活の安定に寄与することを目的とする法人として、生活に不安を抱える等の国民に対する相談支援等のネットワークの一端を担うことが求められております。そのためには、住民に身近な市区町村、関係団体等と連携するほか、職域・地域に根ざした年金委員の皆様の御協力を得ることが重要と考えております。

日本年金機構においては、厚生労働省と連携しながら、年金委員の皆様に対して、Web会議ツールを活用した研修会等を通じ、制度趣旨、制度改正、電子申請、「ねんきんネット」・「ねんきん定期便」、届出・請求手続、保険料納付、「ねんきん月間」・「年金の日」、年金相談など、政府管掌年金事業に関する情報を分かりやすく提供してまいります。また、年金委員の皆様が相互に連携して、円滑に活動できる環境の整備に取り組んでまいります。さらに、ホームページ等を通じ、年金委員の活動事例等に関する情報発信するなど、年金委員の皆様の活動を支援してまいります。

さて、年金事業の運営については、厚生労働省と日本年金機構との連携の下、国民年金や厚生年金保険の適用・徴収対策の推進や、迅速で正確な事務処理の実施等を着実に進めてまいりました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた丁寧な対応に努めてまいります。また、利便性を向上すべく、電子申請等のサービスのオンライン化や、これまで事業所に紙で送付していた通知などを電子的に提供でき

るよう、環境整備を進めるとともに、業務運営の効率化に資するシステム構築等を図つてまいります。

年金制度については、一昨年成立し公布されました年金改正法のうち、被用者保険の適用拡大について、本年10月からは、短時間労働者の適用の対象となる事業所の規模が、現行の従業員500人超規模から、従業員100人超規模に引き下げられます。

このような年金法の改正は、年金制度が社会経済構造の変化に対応し、その機能を強化する上で大きな意義を有するものですが、事業所の皆様方や被保険者の方々の正しい御理解をいただいてこそ円滑に進められるものであります。年金制度は、国民の皆様の生活を支えるための重要な基盤の一つです。その制度の普及・啓発活動を担う年金委員の皆様の役割はますます重要となってまいります。年金委員の皆様には、今後も御支援を賜りますよう、御協力をお願い申し上げます。

厚生労働省保険局 江口 満 保険課長

健康保険制度の運営につきましては、平素よ

り格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険制度の運用にあたっては厳しい状況が続々中、被保険者の適用や社会保険料の納付はじめとする各種社会保険手続きが滞りなく行われるべく、健康保険委員の皆様方をはじめとする関係者にご尽力いただきておりますことに、改めて感謝申し上げます。

厚生労働省としても、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、休業による報酬の急減に対応した随時改定の特例や、ワクチン接種業務に従事する医療職の方に係る被扶養者認定の特例等の対応を継続して実施しているところです。各事業所におかれましても、引き続き、これらの取り扱いにご留意の上、事務手続きをお願いいたします。

一方、医療保険制度を含む社会保障全体としては、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっている構造を見直し、将来世代へ負担を先送りせずに、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保することが重要です。

本年5月17日にとりまとめられた「全世代型社会保険構築会議 議論の中間整理」においても、こうした基本的な考え方を、世代間の対立に陥ることなく、全世代にわたって広く共有し、国民的な議論を進めながら対策を進めていくことが重要であることとされおり、人生100

年時代を見据えて、一層の取組みが求められています。こうした中で、まずは、昨年6月に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の着実な施行等に対応していくことが必要となります。

令和4年10月1日施行の育児休業中の保険料免除については、同一月内に2週間以上の育休等を取得した場合に保険料の免除対象とすること等を内容とするのですが、育児休業制度の見直しによる育児休業の分割取得や、出生時育児休業制度の創設など、被保険者からの育児休業取得申出の機会がこれまで以上に増えることから、本年3月に当該改正に係るQ&Aをお示しましたところであり、健康保険委員の皆様におかれましても本改正法の施行にご協力いただければと思います。

また、保健事業における健診情報等の活用促進については、令和4年1月から40歳未満の従業員を対象とした事業主健診結果を、各事業所等から保険者に提供することが可能となりました。

事業所等からの健診結果の提供によって、保険者と事業所が同じ情報に基づいて、加入者（従業員）へのより効果的な予防・健康づくりの推進が可能となるため、事業主健診データの保険者への積極的提供にご理解いただければと思います。

更に、令和2年5月に成立した「年金制度の

機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、本年10月以降、短時間労働者に対する被用者保険の更なる適用拡大が施行されます。

委員の皆様におかれましては、従業員への社内説明会や個人面談等を実施し、社会保険への加入により、将来受給できる年金が国民年金と厚生年金になる他、傷病手当金や出産手当金の受給ができるようになる等のメリットをご周知いたしました。

厚生労働省では、健康保険事業の推進・発展のために多大な尽力をされた健康保険委員に対して健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施し、健康保険委員の皆様のご尽力に感謝の意を表しております。近年、健康保険委員に委嘱される方が年々増加していることは、大変心強いことと認識しております。引き続き、皆様からのご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、職域型年金委員の皆様には、所属事業所内における社会保険関係届書等の作成指導をはじめ、従業員からの相談対応、年金制度説明会の開催など幅広く活動をいただいており、皆様のご尽力に改めて敬意を表するとともに御礼申し上げます。

年金委員の皆様には、公的年金制度の安定的

かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に對し、正しい知識や情報を的確にお伝えいただき、とても重要な役割を担つていただいていると考えております。当機構においてもその活動に必要な協力連携及び支援体制を引き続き強化してまいります。

その支援の一環として、令和3年度には、全国の年金事務所からの情報誌等の定期的な提供のほか、改訂版の「職域型年金委員活動の手引き」や「年金制度改正等に関する資料」等について、委員の皆様に機構本部からお送りいたしました。また、11月のねんきん月間に開催した全国年金委員研修では、オンライン実施の導入により、2、3、3、4人と多くの委員の皆様に受講いただきました。

年金相談では、年金事務所の予約制の定着を推進することで、お客様をお待たせしない対応に努めるとともに、コールセンター全体の応答率の向上に取り組んでまいりました。

令和4年度においては、年金制度の適切な運営を通じて新型コロナウイルス感染症の影響から立ち上がり、新たな明るい時代に向けて歩み出そうとする我が国社会の安定・安心に貢献していくという決意から、「コロナ禍の克服新しい時代への貢献」を当機構の組織目標に掲げ、各

業の取組実績についてご報告します。

国民年金では未納者の属性に応じた納付督励・免除等の勧奨の継続的な実施、若年層に対する納付率向上のための各種取組や長期未納者に対する納付督励等の計画的な実施などの結果、現年度分の保険料納付率は、前年度実績から2・0ポイント以上の伸び幅を確保できる見通しです。

日本年金機構 入澤 俊行 理事

全国社会保険委員会連合会におかれましては、社会保険委員（年金委員）の連携の強化、活動の活性化等を目的として、平成6年に設立されて以降、長年にわたり公的年金制度の円滑な運営及び日本年金機構の業務運営に関して多

種の取組を推進しています。

また、本年10月に施行となる、短時間労働者の適用拡大については、人々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改正であることから、徹底した制度周知を行い、適正な届出をいただくことを当機構の責務として取り組んでまいります。

これらの実施にあたっては、年金委員の皆様をはじめとした全国社会保険委員会連合会のご理解とご協力が必要不可欠と考えております。引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全国健康保険協会 吉森 俊和 理事

全国社会保険委員会連合会の皆様には、日頃から協会けんぽの各種事業運営に格段のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成20年10月に協会けんぽが発足し、15年目

を迎えますが、この間健康保険委員の皆様の総数は増加の一途をたどり、昨年度末には25・3

万人を超える委員数となりました。健康保険委員の皆様には、日頃の協会けんぽの各種業務へのご理解・ご協力をいたしております、心より感謝申し上げます。併せて、全国社会保険委員会連合会の皆様には、日頃の協会けんぽの各種業務へのご理解・ご協力をいたしております、心より感謝

申し上げます。これから、協会けんぽをはじめとした医療保険者は更なる保険者機能の強化・発揮が強く求められています。そこで、昨年度からスタートした

中期行動計画「第5期保険者機能強化アクションプラン」のもとに、保険者としての基本的な役割を果たしたうえで、より発展的に、これまで以上の保険者機能を発揮するようさまざまな取組を積極的に展開しているところです。

一例ですが、現役世代から健康づくりに取組むことが重要視されている環境に鑑み、企業と協会けんぽが一緒になつて健康づくりに取り組む「コラボヘルス」の一つとして、健康づくりに積極的に取り組む事業所と自ら宣言する「健康宣言」の普及に注力しており、令和3年度末時点で、6・9万事業所に健康宣言をしていました。

また、加入者の健康づくりへの取組をサポートしています。

このような取組が加入者の皆様の健康づくりとして効果的に実施できているのは、事業所内での健康保険委員の皆様のご尽力とご協力の賜物です。今後も、私どもが保険者としての責務を十分に果たしていくためには、事業所・加入者の皆様との橋渡しを担つていただいている健康保険委員の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であり、引き続きご支援のほどよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、医療費の適正化と事務効率化の観点から3点お願いがござります。

1点目は毎年お願いしています「退職者の保険証の早期回収」です。昨年度においても、約50億円もの資格喪失後受診による返納金が発生しています。昨年から、マイナンバーカードの

保険証利用とオンライン資格確認が開始されました。完全に普及するまでは、退職時の保険証の回収徹底が、加入者及び保険者の双方にとって大きな負担となる返納金の発生抑止の最大の防止策となります。

なお、マイナンバーカードを保険証として利用していただくためには、事前にマイナポータル等から申込が必要になります。2点目として、オンライン資格確認の普及に向けて、マイナンバーカードの保険証利用登録についても勧奨と周知をお願いします。

3点目は「申請書等の様式変更」です。協会けんぽでは、加入者サービスの向上を目的として、令和5年1月に業務システムの刷新を予定しており、併せて、申請書等の様式につきまして、加入者の皆様にわかりやすいものとなるよう、見直しを行うこととしております。今後、申請書等の様式変更に係るリーフレット等を作成し、事業所・加入者の皆様に、新様式への切り替えの周知を行います。

私ども協会けんぽが新しい日常の中で保険者としての責務をしっかりと果たし、皆様とともにこの未曾有の事態を乗り切つていくために、今後も健康保険委員の皆様の橋渡し的な役割が必要不可欠であり、全国社会保険委員会連合会の皆様をはじめ、健康保険委員、年金委員の皆様との連携がより一層重要であると考えています。引き続き、倍旧のご支援ならびにご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

日本年金機構と協会けんぽから社会保険委員の皆様へ

日本年金機構から

① 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

(1) 特定適用事業所の対象事業所の拡大

令和4年10月1日（施行日）から「特定適用事業所※」に該当する事業所の範囲が、被保険者数501人以上から101人以上に拡大されます。

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者のうち、下記の〈短時間労働者の適用要件〉をすべて満たしている従業員は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

〈※特定適用事業所とは？〉

事業主が同一の社会保険の適用事業所で、1年のうち6カ月以上で厚生年金保険の被保険者数の合計が501人以上（令和4年10月より101人以上）を満たした事業所をいいます。

短時間労働者の適用要件

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・月額の報酬が88,000円以上であること
- ・学生ではないこと

※「継続して1年以上使用される見込みがあること」の要件は、令和4年10月以降に撤廃されます。これにより、短時間労働者にも、2カ月要件（下記(2)）が適用されます。

○必要な手続き等

①特定適用事業所に該当した場合は、「特定適用事業所該当届」の提出が必要です。なお、令和4年8月以降、日本年金機構では、特定適用事業所に関するお知らせを以下のとおり送付します。

【特定適用事業所に関する重要なお知らせ】

特定適用事業所に該当する可能性が高い事業所へ送付します。特定適用事業所に該当した場合は「特定適用事業所該当届」の提出が必要です。

【特定適用事業所該当事前のお知らせ】

特定適用事業所の要件を満たし、令和4年10月より特定適用事業所に該当する事業所へ送付します。「特定適用事業所該当届」の提出は不要です。

②特定適用事業所に該当し、〈短時間労働者の適用要件〉のすべてを満たしている従業員がいる場合には、「被保険者資格取得届」等の提出が必要です。

(2) 2カ月要件の変更

現在は、2カ月以内の期間を定めて雇用される方は、社会保険の適用除外とされていますが、令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2カ月以内であっても、以下のいずれかに該当する方は雇用期間の当初（または法律が施行される令和4年10月1日）から社会保険の加入対象となります。

当初の雇用期間が2カ月以内であっても 適用される場合

(ア) 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」または「更新される可能性がある旨」が明示されている場合

(イ) 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

ただし、(ア)、(イ)に該当する場合であっても、2カ月以内で定められた最初の雇用期間を超えて使用しないことについて労使双方が合意しているときは、「2カ月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」には該当しないこととして取り扱います。

なお、更新後に見込まれる雇用契約の期間が、最初の雇用期間から通算して2カ月を超えない場合であっても、雇用期間の当初から社会保険の加入となります。

② 退職後も地域型年金委員として活動をお願いします

会社を退職され、職域型の年金委員を辞退された後も、これまでの経験や知識を生かし、引き続き、地域型の年金委員として自治会など地域において活動していただくことができます。

地域型年金委員になるための手続きの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

オンライン資格確認について

会報

第三十五号

令和四年九月
発行
全国社会保険委員会連合会

発行人

阿蘇
俊彦ホームページ
全委連

オンライン資格確認は、令和3年3月から運用が開始されています。令和4年7月3日時点において、オンライン資格確認のしくみを導入している医療機関等は55,847機関であり、導入率は24.3%となっています。

* * *

オンライン資格確認は、患者が医療機関等を受診する際に保険証またはマイナンバーカードを提示し、医療機関等が社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険中央会が管理するオンライン資格確認等システムへ資格情報（どの保険者に属しているかの情報）の照会を行い、資格の確認を行うしくみです。このしくみを活用することにより、退職等により既に協会けんぽに属していないにもかかわらず、協会けんぽの加入者として誤って医療機関等を受診した者の医療費等について、協会けんぽでその返還を求めるための事務コストが軽減される等のメリットがあります。

このオンライン資格確認の基盤を活用し、本人がマイナンバーカードを保険証として利用した場合、より利便性が高まります（マイナンバーカードを保険証として利用するには、利用申し込みが必要です）。例えば、各個人が、マイナポータルを通して自分の特定健康診査データや医療費情報を確認することができるようになりました。また、加入者が自己負担限度額以上の医療費の支払いが必要な場合、事前に申請し限度額適用認定証等の準備が必要

でしたが、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認ができる医療機関の窓口では、この手続きが不要となりました。さらに、医療機関等でも、患者本人の同意を得た上でその患者の健診データや服薬情報を閲覧することが可能となります。このため、患者が初めてその医療機関等を受診した場合でも、経年的な健診データや服薬情報を踏まえた診療等ができるようになります。

* * *

オンライン資格確認のしくみを円滑に運用していくためには、保険者が被保険者等の資格情報をオンライン資格確認等システムへきちんと登録することが前提となります。しかしながら、協会けんぽでは一部の加入者のマイナンバーを把握できていないため、その加入者については資格情報を登録できません。そのため、協会けんぽでマイナンバーを把握していない加入者について、事業主へマイナンバーの照会を行うなど協力を求めています。

また、加入者がマイナンバーカードを保険証として利用しようとする場合、本人がマイナポータルから保険証利用の初回登録を行う必要があります。協会けんぽでは、今後、各事業所に対し、マイナンバーカードの保険証利用登録のご案内を送付する予定です。

健康保険委員の皆様には、これらのオンライン資格確認・マイナンバー関係の取組にご協力を賜るとともに、今後とも、協会けんぽの事業運営にご理解賜りますようお願い申し上げます。

年金委員(職域型)・健康保険委員委嘱者数

(年金委員は令和4年4月1日、健康保険委員は令和4年6月30日現在)

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	4,807人	8,595人
2	青森	1,604人	2,864人
3	岩手	2,392人	2,651人
4	宮城	2,945人	5,255人
5	秋田	1,627人	2,424人
6	山形	1,851人	2,317人
7	福島	2,438人	4,835人
8	茨城	2,412人	8,010人
9	栃木	2,233人	8,936人
10	群馬	2,095人	4,386人
11	埼玉	3,072人	7,966人
12	千葉	2,627人	5,296人
13	東京	7,720人	10,900人
14	神奈川	3,287人	18,454人
15	新潟	3,968人	7,190人
16	富山	2,162人	4,543人
17	石川	1,445人	4,841人
18	福井	1,725人	3,102人
19	山梨	1,356人	2,187人
20	長野	4,094人	5,192人
21	岐阜	2,428人	5,205人
22	静岡	4,908人	17,901人
23	愛知	4,714人	17,932人
24	三重	1,469人	3,088人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,342人	2,098人
26	京都	1,598人	4,591人
27	大阪	3,997人	14,975人
28	兵庫	2,926人	5,239人
29	奈良	912人	2,274人
30	和歌山	989人	3,157人
31	鳥取	1,248人	2,919人
32	島根	1,467人	2,802人
33	岡山	3,601人	4,138人
34	広島	4,065人	8,557人
35	山口	2,403人	3,680人
36	徳島	1,259人	1,876人
37	香川	2,664人	3,055人
38	愛媛	2,597人	3,502人
39	高知	1,278人	1,910人
40	福岡	4,859人	9,549人
41	佐賀	1,536人	1,951人
42	長崎	1,637人	2,445人
43	熊本	2,551人	6,598人
44	大分	1,554人	3,066人
45	宮崎	2,215人	3,532人
46	鹿児島	2,015人	2,935人
47	沖縄	1,319人	2,653人
	合計	119,411人	261,572人